

第8回旭市新庁舎建設市民会議 会議録

日時：平成29年3月27日

午後1：30～

場所：本庁舎3階委員会室

出席委員 10名

【会議 開会】

(市長あいさつ)

東京では桜の開花が発表されましたが、この辺りは冬に逆戻りというような、昨日から大変寒い日が続いております。市民会議の委員の皆様にはお足元のわるいところご出席をいただきましてありがとうございます。

本日は、第8回目の市民会議ということで、お集まりいただきました。

前回の市民会議では、基本計画の素案ということで、建物の構造や窓口機能などの施設計画、事業手法などについて、貴重なご意見をいただきました。

いただいた皆さんからのご意見を基に一部修正を行ない、基本計画の素案から案として、議会へ報告するとともに、市民の意見募集として、3月1日から17日まで実施し、これらの意見を参考に、新庁舎建設の基本計画がまとまりましたので、このあと事務局より報告します。

都市計画変更の関連手続きについては、補助金は、返還を要さない方向で、3月3日に、県へ関係書類を提出したところで、

また、都市計画変更については、本日、県へ書類を提出し、正式的な法定手続きに入ったところです。

建設予定地である旭文化の杜公園は、市民の利便性や想定される災害への対応など、総合的な判断から選定されたもので、今後50年以上使用することを考えた場合、この庁舎位置の変更は、本市の将来に大きな意義を持つものであると確信しています。

合併から11年、現本庁舎は築52年であり、様々な要素が求められる中、統一された新庁舎が早急に建設され、新しい時代のまちづくりの拠点として、東総の中核都市として存在してほしいと願っています。

本日も、委員の皆さんから率直なご意見をいただき、新庁舎建設を進めていきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

(林会長あいさつ)

新庁舎建設は、順調に進んでおります。これからも皆さんの力をお借りして千葉県一、全国から注目される庁舎となるように、それが次世代への大きなこの会議がもつ意味であります。

旭市の将来を含め、50年以上使用される庁舎を、これから考えていきたい。

議 長：議題1について事務局の説明を求める。

事 務 局：議題1「旭市新庁舎建設計画（案）のパブリックコメント結果について」の説明。

・募集期間、提出者数、意見内容及び市の考え方等

議 長：議題1に関する質疑及び意見を求める。

委 員：建設場所についての質問の回答はこの形で良いと思われる。議会の議決にしても全員賛成では無かったが、こちらの考えとしてもベストよりもベターであり、様々な事を考え建設場所が決まった。市民100%から賛成をもらうことは難しいが、いただいた意見に対しては丁寧回答してもらいたい。

市民サービスについては、これから良い点や悪い点について要望があった場合、できる事とできない事があるかもしれないが、ぜひ、前向きに検討してもらいたい。

議 長：議会での採決の状況は、市民等は知る事ができるのか。

事 務 局：議会の議決状況については、議会報告によりお知らせをしています。現実100%の賛成をもらう事は、なかなか難しい所がありますが、より良い方向に進んでいると考えている。

市民サービスについては、基本計画で記載したことが実現できるように、今後の設計にも反映させていきたい。

議 長：従来の箱物の考え方とは違うことを示してもらいたい。新しい時代に向けた新庁舎を進めていく、住んでいる地域には愛着があって、それが薄まっていくことに対しての考えもある。そこに配慮していくという姿勢を見せなければならない。

- 市 長：3番目の質問に対する市の考え方の中に、将来の新庁舎像について
しっかり記載してほしい。
- 議 長：言葉というものは、しっかり回答したつもりでも相手の気持ちに添
っていない事もある。もう少し具体性を持った形で回答を書くの良いと思う。
- 委 員：1番目の質問について、この方は補助金の返還について質問をされ
ている。また、メリット・デメリットについても聞いている。もう
少し具体的に回答してあげてほしい。
また、企業も同様であり、箱だけを良くしても顧客サービスには繋
がらない。やはり市民目線に立って、庁舎が建設される事で、市民
サービスが向上するという事を具体的に記載することが大事である。
- 議 長：ぜひ、しっかり回答してもらいたい。それが今後の設計にも繋がっ
ていく。
- 議 長：この意見募集の結果は、いつ頃に公表するのか。
- 事 務 局：今回は、新庁舎建設の基本計画に対して意見を募集しました。建設
場所についての質問は決定した事項でありましたので、これまでの
経緯を含めて簡潔にと考えていました。議会の特別議決をいただく
までに、既に市民の意見は2度ほど聴取しており、それらを経て場
所が決定してきていますので、経過を回答させていただくのみとし
ております。ただ、補助金の返還については確定していなかったた
め、現段階で返還を要しない方向でまとまっていますので、そこを
補足させていただきます。
それから、市民サービスの面についても、これまでの分庁方式よ
り、例えば農水産課が干潟支所にあるなど、庁舎が中心にあれば、
それぞれの時間が短縮できる。そういった意味で集約していく必要
があるという事で進めてきております。
基本計画に盛り込むべき内容に対しての意見は、真摯に受け止め
回答させていただきます。
- 議 長：議題2について事務局の説明を求める。

事務局：議題２「旭市新庁舎建設基本計画（案）について」説明。

- ・事業手法について

- 設計者・施工者の選定手法の議会・庁内の検討委員会での意見。

- ・パブリックコメントの結果から追記する事項について説明を行う。

- 新庁舎は、浸水を考慮し備蓄倉庫を上層階へ配置すべきという意見。

議長：議題２に関する質疑及び意見を求める。

議長：旭市にとって大きな意味をもつ事業となる。他市町村から注目してもらえる取り組みが、市民に伝わるよう進めていきたい。

時代は変わっていく、日本を含めて今後の旭市がどうなっていくのか、単なる人口の問題だけではなく、産業の問題等、様々な事を総合して市民が納得し、今旭市に何があるのかについて考えていきたい。単なる箱物ではないと思ってもらいたい。

プロポーザル方式について、要件によって最初の書類の時点で参加が難しくなることがある。実績等での判断もあるが、優秀な設計者が設計に加わってもらえるようにしたい。

事務局：前回の市民会議で、新庁舎建設基本計画（素案）を配付したが、その中の事業手法として設計者・施工者の選定に関しては確定していない部分があった。基本計画策定に向けて、設計についてはプロポーザル方式、施工については一般競争入札として、内部でも検討してきました。

その他、内容に関して一部細かな修正はありましたが、文言の整理でしたので、そこは改めて配付はしていません。

募集意見にあった備蓄に関する部分については、重要であると考えていますので、そこは加筆をしたくご説明をしました。業務継続計画については、平成２９年度中に策定する予定で、業務を継続していくためにどうすれば良いかをしっかり検討していきます。

委員：防災機能ですが、庁舎に避難できて、そこからヘリで離発着ができるなど、被災した旭市だからこそ様々な対応ができる庁舎が必要ではないか。そういった機能があれば市民の方も庁舎建設に期待していただけるのではないかと。

防災機能とは、災害対策本部の他にも備えることはできると考える。

事務局：ヘリポートの関係がありましたが、既に隣接する旭文化の杜公園にはヘリで離発着できる場所が整備されています。ヘリサインについては、公共施設ですので屋上に整備する必要がありますので、設計の中で考えていきます。

それから一時避難の関係ですが、庁舎は防災機能を備えています。防災計画との整合性は図っていきます。あくまでも基本計画ですので、その部分は当然連携をしていかなければならないと考えています。

委員：計画に記載されている事が大事である。例えば、屋上にヘリポートのサインがあったとしても、下からエレベータで怪我をした人を運べたりするなど、そういった想定をした庁舎であってほしい。

議長：周辺にその機能があれば、それについても記載した方が解りやすいのではないか。

事務局：基本計画の設計に向けてのページに、防災対策について記載しています。そこで、ライフラインの確保や非常態勢に円滑に移行できる施設・機能の配置となっており、そこで大きな意味をもたせています。

議長：それでは、新庁舎建設基本計画（案）についてですが、事務局の案のとおり進めてよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長：ご異議ないようですので、新庁舎建設の基本計画（案）は事務局の案のとおり、進めていきたいと思えます。
続いて、次第5 その他について事務局より何かありましたらお願いします。

事務局：「新庁舎建設計画スケジュール（案）について」の説明。

議長：質疑及び意見を求める。

議 長：設計業務に入る前の準備として、プロポーザルの要件ですが、従来であれば市庁舎の実績が何件あるか等だが、今回は新しい庁舎をつくるわけで、できれば幅広く参加していただける方法をとっていただかないと新しいものができにくい。旭市らしい建物という考え方が大事であり、他から見学に来ていただけるような建物をつくりたい。それが、今後の旭市のビジョンとなります。私達は、設計のプロポーザルの書類について加わるのか。

事 務 局：スケジュールについて補足します。設計業務が４カ年に渡っていますが、地方自治体の予算は原則単年度主義ですが、特例で継続費という形で組んでおります。

設計業務の参加要件ですが、従来ですと学校を建設する場合は、同種の建物の設計が過去にあるのかどうかとする事が多い。

今回は庁舎でありますので、庁舎の設計の実績という事になりますが、庁舎の件数自体がそれほど多くないため、それだけに絞ってしまうと難しくなってくると考えております。そうすると、公共施設全般を視野に、類似の施設を含めて検討していく必要があると考えています。参加要件等に関する事は、市民会議から参考に意見をお伺いすることは可能です。審査に係る選定委員については、専門の知識を有する方を入れながら考えていければと思っています。

市 長：今後、基本計画策定に向けてどのような方法で進めていくのか再度市民会議の皆さんに説明をいただきたい。

また、プロポーザルについて市民会議として、このような庁舎が作りたいたいか意見があれば事務局へお願いしたい。

事 務 局：基本計画については、本日いただいた意見をもとに修正等を行い、確認をしていただいた後で基本計画をまとめたい。

委 員：基本計画の事業手法についての箇所だが、設計者・施工者の選定手法は、基本として検討するという記載になっている。議会では、デザインビルドを検討してはどうか等の意見が出ているが、我々市民会議では設計者はプロポーザル方式、施工者は一般競争入札でいこうかという方向である。そして庁内検討委員会でも同じ意見になっている。こうした事から、基本計画（案）から最終の策定時には、基本として検討するから、行いますという言葉が変わるのか。

事 務 局：その方向で進めたい。

市 長：選定手法について、設計者をプロポーザル方式、施工者を一般競争入札で進めることについて、市民会議でご異議があればお願いしたい。

事 務 局：繰り返しになりますが、デザインビルド方式は設計と施工を一括して発注する手法になります。つまり設計をした方が、そのまま施工する形となり発注の仕方が違ってきます。
現在の方向では、設計者をプロポーザル方式で選定し、設計が完了した段階で、建設業者を選定します。

委 員：方向として市民会議があり、庁内の検討委員会があり、さらに議会がある。この市民会議の意見と庁内の意見は合致している。議会ではどうか。

事 務 局：今年３月議会の総務常任委員会でご説明しており、総務部門を統括する場での説明では、特に意見はありませんでした。

議 長：本日の会議を終了する。

【会議 閉会】午後２：４５ 終了